



台東デザイナーズビレッジ 令和4年度入居者募集要項

令和3年9月1日 台東デザイナーズビレッジ

※入居を希望される方は、申請書を提出してください。
その後、一次審査（書類審査）、二次審査（面接）、最終審査（審査会）を受けていただき、入居の可否を決定します。



■台東デザイナーズビレッジ 概要

1. 施設所在地

- ・東京都台東区小島 2-9-10（旧小島小学校）1階2階
- ・都営地下鉄大江戸線新御徒町駅、つくばエクスプレス線新御徒町駅 A4 出口徒歩 1分

2. 募集部屋数（予定）

- ・8～10室程度

3. 部屋の概要

- (1) 面積 約20㎡ ～ 約40㎡
- (2) 設備
 - ・事務所は完全な個室です。
 - ・電源コンセントは各壁面に設置してあります。（電気容量：最大50A）
 - ・電話回線、インターネット回線（光回線）、CATV 回線が引いてあります。（契約は各自）
 - ・空調は個別空調です。
 - ・事務所ごとに機械警備が入ります。
 - ・事務所内での火気の使用は原則としてできません。
 - ・24時間 365日利用できます。ただし、機器の保守点検等のため利用が制約されることがあります。

4. 利用料金

- (1) 使用料（家賃）
 - ・月額 8,000 円（約20㎡）～16,000 円（約40㎡）
- (2) 共益費
 - ・月額 21,000 円（約20㎡）～27,000 円（約40㎡）
- (3) 保証金
 - ・使用料の3ヵ月分

(4) その他

- ・各室の電気料金、電話・インターネットの通信費、ごみ処理費等は自己負担です。

5. 応募資格（入居対象）

- ・次の要件にいずれも該当する法人（中小企業者）または個人であること。
- (1) 靴、鞆、バッグ、ベルト、帽子、アクセサリ、ジュエリー、アパレル等のファッション関連産業、及びデザイン・コンテンツ関連産業に携わるデザイナー等であること。もしくはファッション関連産業やデザイナーを支援する業務を行う者等であること。
- (2) 台東区内で創業を予定している、または創業5年以内（入居時点）の者であること。
- (3) ビジネスを拡大する意欲が高く、また創業のための支援が必要と認められること。
- (4) 台東区内の産業や地域の活性化に寄与する活動を行う意欲があること。
- (5) 施設の利用期間終了後、台東区内において引き続き事業を行おうとする意思を有すること。
- (6) 他の公的創業支援施設への入居経験が無いこと。（ブレインキューベーション利用者及び既入居施設による推薦状のあるものを除く）
- (7) 住民税・事業税を滞納していないこと。
- (8) 暴対法第2条に規定する暴力団員等に該当しておらず、該当者と関わりを持っていないこと。

6. 入居期間

- ・1年ごとに事業計画の進捗状況を審査の上、入居更新の可否を決定します。また、入居期間は最長3年以内です。
- ・当施設は大規模改修工事（時期未定）を予定しているため、**更新ができない場合がありますので、ご了承の上お申込みください。**更新ができない場合は、退去予定日から起算して6ヵ月以上前には通知します。

7. 利用条件

- (1) 施設を主たる事務所（法人の場合は本社とし、法人登記すること）として利用すること。
- (2) インキュベーションマネージャー（通称：村長）の指導を受けること。
- (3) 区内産業や地域の活性化に寄与する活動に積極的に参加すること。
- (4) 台東区及び台東デザイナーズビレッジ主催の事業（セ

セミナー、イベント等)に参加すること。

- (5) 施設への見学、視察、自室での商品展示、取材等に協力すること。
- (6) 年2回、台東区に事業実績報告書を提出すること。また、事業報告会に参加すること。
- (7) 施設の利用期間終了後2年間、年1回の事業報告書を提出すること。
- (8) 振動や音、悪臭の発生などにより、他の入居者や周辺に迷惑をかけること。
- (9) 積極的に地域や入居者同士のコミュニケーションを図ること。地域イベントに参加すること。
- (10) 本施設は元小学校であり、震災時の避難所となっており、利用が制限される場合があります。また、近隣住民組織等が行う防災訓練への参加協力をお願いします。

8. 卒業・退去条件

- ・以下の事由に該当した場合は、催告を行い3ヵ月間経過を見た上で審査のうえ、卒業・退去を決定します。
- (1) 事業目標を達成したとき。
 - (2) 事業活動において支援を必要とせず自立していると認められるとき。
 - (3) 事業が安定し支援が不要と認められるとき。
 - (4) 営業成績が著しく悪化していると認められ、指導があっても改善しないとき。
 - (5) 事業計画を実施せず、指導があっても改善が見られないとき。
 - (6) 施設や設備を無断転貸・私物化したとき。
 - (7) 年間2回の事業報告を提出しない、また著しく内容に不備があるとき。
 - (8) 事業内容に問題があり、自立の見込みがたらず、指導があっても改善が見られないとき。
 - (9) 施設運営やイベント・セミナー等への参加・協力が見られないとき。
 - (10) 施設の利用頻度が低い場合（週に3日以上、計24時間以上の利用を入居の目安とします）。

9. 入居取消条件

- ・下記の事由に該当する場合は入居の許可を取消します。
- (1) 施設や設備を故意に損傷したとき（事故、火災などを起こしたときを含む）。
 - (2) 正当な理由無く1ヵ月以上施設を使用しない場合。
 - (3) 偽りその他不正行為により使用許可を受けたことが判明したとき。
 - (4) 使用料及び共益費を正当な理由がなく3ヵ月以上滞納したとき。
 - (5) 条例、規則、区長の指示に違反したとき。

10. 募集期間

令和3年9月1日（水）～11月2日（火）

- ・郵送または持参のこと。[11月2日必着]
- ・持参の場合は、土日、祝日を除く午前9時から午後5時までに台東区役所 9階5番の産業振興課に提出すること。
- ・郵送の場合は、申請を受理したら、台東区から申請者に対して、受理をした旨を記載したメールを個別に送信します。送信には時間がかかる場合がありますが、（土日祝を除き）2日間以上連絡が無い場合はお電話ください。

11. 施設内覧および説明会

- ・入居を検討されている方向けに台東デザイナーズビレッジ施設内覧および入居に関する説明会を実施します。
- (1) 日時
- 第1回 令和3年 9月28日（火）18時～20時
第2回 令和3年10月 6日（水）18時～20時
第3回 令和3年10月 9日（土）14時～16時
※全て同じ内容です。ご都合のよろしい日程にお申込みください。
- (2) 申込方法：デザイナーズビレッジホームページから所定フォームで登録、または台東区産業振興課03-5246-1143まで①参加者氏名②業種③屋間の連絡先をお知らせください。

12. 入居者の決定

- (1) 一次審査として書類審査を行います。
- (2) 一次審査通過者に対して二次審査(面接)を行います。
- (3) 二次審査通過者に対して最終審査(審査会)を行い、入居者を決定します。
- (4) 最終審査の日程は令和4年1月中旬を予定。
- (5) 入居者決定：令和4年1月下旬
- (6) 台東区より代表者本人に結果を通知します。
- (7) 使用室の決定について
 - ・申込時の希望を基に、審査結果順に決定します。
 - ・希望通りとならない場合の入居可否を申請書に記入してください。
 - ・入居後は、決定に不服がある場合でも使用室の変更はしません。

13. 使用許可

- (1) 部屋の使用は令和4年4月1日以降とします。
- (2) 実際に使用を開始する月に関わらず、4月分より使用料等は発生します。
- (3) 通常の賃貸借契約ではなく、行政財産使用許可となります。

14. 施設構成

- (1) 賃貸事務所（オフィス）19室
面積：19.7㎡（9室）、25.9㎡（1室）、37.3㎡（1室）、
39.4㎡（8室）、
- (2) 共同で利用できる施設として制作室、ショールーム、
商談室、図書室、コピー室、交流サロン、会議室、ギ
ャラリー等があります。
- (3) 受付時間：平日 午前9時から午後5時
ただし、玄関扉は常時オートロック。
- (4) トイレ、給湯室は共用です。
- (5) 校庭側に自転車置場があります。
- (6) 1階の一部を町会が使用しています。3階は使用で
きません。
- (7) 施設の東側体育館棟1階および2階の一部は台東区
産業振興事業団が使用しています。

15. 主な支援サービス

- ・入居者に対して次のようなサービスを提供しています。
- (1) 経営やビジネス等に関するアドバイスの実施
 - ・インキュベーションマネージャーによるマーケティング分野の相談、必要に応じて商工相談員などによる経営や税制等の専門的な相談を受けられます。
- (2) 地場産業との連携による創作活動のサポート
 - ・入居者と地元企業との連携を図り、受発注や人脈形成、経営活動の拡大等を支援します。
- (3) セミナー等の開催
 - ・ファッション・デザイン業界の方を講師に招き、セミナー等を定期的に開催します。

16. 募集スケジュール

- 9月 1日 募集要項公開・受付開始
- 9月 28日 施設内覧・説明会
- 10月 6日 施設内覧・説明会
- 10月 9日 施設内覧・説明会
- ～11月 2日 申請受付締切
- 11月中旬（予定） 一次審査 結果通知
- 11月下旬～12月下旬（予定） 二次審査／結果通知
- 1月中旬（予定） 最終審査
- 1月下旬 入居予定者決定 結果通知
- 2月下旬 入居説明会
- 4月～ 入居開始

17. 提出書類

- (1) 入居申込書[様式 1]
- (2) 事業計画書[様式 2]
- (3) 収支計画書[様式 3]
- (4) 提案書(地域に貢献できる内容)[様式 4]
- (5) 添付書類

- ①直近の納税証明書（法人の場合は令和2年度法人事業
税、個人の場合は令和3年度住民税）又は非課税証明
書
 - ②直近の決算書（法人のみ）
 - (6) 商品の概要がわかるもの（カタログ、写真など）
- ※申請書類[様式 1～4]は、台東区産業振興課（9階）で
配布しています。台東デザイナーズビレッジおよび台
東区のホームページからもダウンロードできます。

18. 申請にあたっての注意事項

- (1) 申請にあたっては、募集要項およびホームページを
よくお読み下さい。
- (2) 提出書類[様式 1～4]は全て記入してください。な
お、提出書類に不備がある場合、受理できないことが
あります。
- (3) 事業概要、事業計画等について、さらに詳しい説明
をするための資料を別紙で添付しても構いません。
- (4) 商品概要（カタログ・写真など）について返却希望の
場合は、「要返却」と記入の上、返却先住所・氏名を書
いた封筒（当該料金の切手添付、もしくは宅急便の着
払い送付状添付）などを同封してください。なお、提出
書類[様式 1～4]および添付書類は、返却いたしません
のでご了承ください。

19. 個人情報の取扱い

- (1) 申請書類については、台東区の個人情報保護指針に
基づき適正に取扱いいたします。
- (2) 入居決定者の申請書については、入居後の指導にも
使用いたします。
- (3) 審査の結果入居できなかった場合の提出書類は審査
終了後破棄いたします。

20. 応募先・問合せ先

- ・台東区役所 文化産業観光部 産業振興課
台東デザイナーズビレッジ担当
 - ・〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6
 - ・電話 03-5246-1143 FAX 03-5246-1139
 - ・e-mail : t-ff@jcom.home.ne.jp
 - ・台東デザイナーズビレッジの概要はホームページをご
覧ください。
- <http://www.designers-village.com>